

野焼き苦情について

※※野焼きは原則禁止されておりあります。※※

廃棄物の野外焼却（野焼き）は、煙・悪臭による近所迷惑、ダイオキシン類や有害物質の発生、そして火災の原因にもなることもあり、廃棄物処理法で禁止されています。これに違反すると「5年以下の懲役もしくは1000万円以下の罰金またはこれらの併科」に処せられます。

ドラム缶焼却、ブロック積み焼却、穴を掘っての焼却は、野焼きと同じです。付近の住民の方に迷惑をかけますので、やめましょう。



※※野焼き禁止の例外規定（抜粋）※※

- ① 国又は地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な焼却
例…河川敷・道路側の草焼き等
- ② 震災・風水害・火災・凍害害その他の災害の予防・応急対策又は復旧のために必要な廃棄物の焼却
例…災害等応急対策・火災予防訓練等
- ③ 風俗習慣上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却
例…正月のしめ縄・門松を焚く行事、塔婆の供養焼却等
- ④ 農業・林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却
例…稲わらの焼却、畦の草及び下枝の焼却、魚網にかかったごみの焼却
- ⑤ 焚き火その他日常生活の焼却であつて軽微なものの
例…落ち葉焚き、焚き火、キャンプファイヤー等

※注意

- 「軽微な焼却」とは、煙の量や臭い等が近所の迷惑にならない程度の少量の焼却のことです。
- 周辺住民から煙害による苦情が生じた場合は**軽微な焼却**とは認められませんのでご注意ください。

お問い合わせ先

町民環境課 河中 電話 (08668) 54-2684

ごみの減量化とリサイクル、資源化にご協力をお願いします。

毎月10日はノーレジ袋デー（マイバッグ持参推進日）!!
マイバッグは持ち歩いて、いつでも使えるように!!
マイバッグはレジを通してから使いましょう!!

消費者情報 ④

折りたたみ式「おむつ交換台」からの転落事故防止について

トイレに設置されている折りたたみ式「おむつ交換台」に乳児を乗せて、付属の安全ベルトを締めていたのに「おむつ交換台」から乳児が転落したとする事故がこの5年間に17件も起きています。（ただし、消費者庁に情報提供があった件数だけです。）

「おむつ交換台」のベルトは横ずれ防止のためであり、お子様の転落を防止するものではない旨の「警告表示」が見えるところに貼られています。保護者はベルトの安全性を過信しないで細心の注意を払ってください。

「おむつ交換台」を使用される方へ

- お子様を「おむつ交換台」に乗せたまま、その場を離れないようにしましょう。
- お子様を「おむつ交換台」に乗せている際は、目を離さないようにしましょう。
- ベルトを締めていても、ベルトから抜け出して転落することがあります。
- 「おむつ交換台」にガタつき等がある場合は使用せず、施設の管理者へ連絡しましょう。

「おむつ交換台」設置事業者へ

- 製造事業者が作成する「警告表示」を折りたたみ式「おむつ交換台」のすぐ上など保護者等の目に付くところに必ず貼付して下さい。
- 「おむつ交換台」のガタつき、安全ベルトの傷み、ネジの緩み等の不具合がないことを定期的に確認して下さい。
- 問題がある場合には、直ちに使用を中止し、製造事業者や販売店等に修理を依頼して下さい。
- 子どもの安全確保のため、可能な限り、安全・安心の向上を図っている製品への交換等、さらなる取組みの実施をお願いします。

お問い合わせ先

町民環境課 本山 電話 (08668) 54-2684

レジ袋の削減はごみを減らすための取り組みのひとつです。